

～子ども・子育て支援新制度施行に伴う～

南島原市立幼稚園の保育料等について (案)

南島原市教育委員会

1 「子ども・子育て支援新制度」とは

◎平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。この法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格スタートします。

◎このことに伴い、本市では、公立・私立のバランスを整え、幼稚園・認定こども園・保育所の中から、保護者の働き方と子育ての状況に応じた利用をしていただくように検討しているところです。

◎3つの認定区分

	子どもの状況	状況に適した利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園 地域型保育

※ 幼稚園を希望される場合は、その希望が優先されます。

2 保育料について

◎新制度に伴う保育料は、保護者の市民税に応じた負担額を基本とし、公立も私立も同額とする予定です。(平成27年4月1日から施行)

◎新制度では、入園料はなくなります。

◎公・私立幼稚園の保育料 (1号認定・3歳以上児 幼稚園の保育料)

	階層区分の定義	保育料の基準額			
		国(案)	市(案)		
3歳以上児	第1階層	生活保護世帯		0	0
	第2階層	市民税 非課税世帯 (均等割のみの世帯を含む)		9,100	4,100
	第3階層	市民税所得割 課税世帯	77,100円以下	16,100	14,100
	第4階層		211,200円以下	20,500	19,500
	第5階層		211,201円以上	25,700	23,100

※【参考】

現在の市立幼稚園の保育料・入園料

入園料
6,000円
保育料月額
6,300円

3 通園バスについて

◎現行のバスルートを拡大し、各町1～2カ所程度の停車地を設け、全園児が利用できるように検討しております。

4 預かり保育について

◎土曜日・長期休業日については、預かり保育料を別途徴収する予定です。

5 新制度施行に向けた流れ

◎12月中にチラシを配布し、募集開始予告、新制度概要、保育料などを告知します。(こども未来課)

◎1月中に募集案内配布・公募を開始し、次のような手続きをし正式契約となります。

月	利用の流れ
1月	保護者は、幼稚園に利用申込みと認定申請を提出
	幼稚園がとりまとめて、学校教育課へ提出
2月	学校教育課からこども未来課へ申請
	こども未来課で、1号認定 こども未来課から学校教育課へ認定結果通知
3月	学校教育課から幼稚園へ通知
	幼稚園を通じて、保護者へ認定証交付

6 その他

◎「子ども子育て支援新制度」の施行に伴い、保護者の負担額軽減のため、すこやか子育て支援事業の一部改正を検討しております。

◎これまで通り、小学校4年生までの子から数え、第3子目以降の保育料を「無料」とします。

◎新たに、小学校4年生までの子から数え、第2子目の保育料を「半額」とする予定です。